



協会けんぽ鳥取支部からの お知らせ

職場内で掲示・回覧をお願いします

2024年

9月

！協会けんぽ2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

収入

- 保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。

支出

- 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
- 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

➡ 2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

〔その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。〕

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2023年度決算(見込み)

医療分

(単位：億円)

収入	保険料収入	102,998	(+2,577)
	国庫補助等	12,874	(+418)
	その他	233	(+16)
	計	116,104	(+3,011)

支出	保険給付費	71,512	(+1,993)
	拠出金等	37,224	(+1,358)
	その他	2,705	(▲683)
	計	111,442	(+2,668)

単年度収支差	4,662	(+343)
--------	-------	--------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

高齢者医療への拠出金等 33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

支出
約11.1兆円

収入
約11.6兆円

健診・保健指導経費 1.4%
協会事務費 0.6%

国からの補助金 11.1%

その他の収入 0.2%

その他の支出 0.4%

Q 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況です。**

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。**

※ 高齢者医療への拠出金等 2023年度：2兆1,900億円 ▶ 2025年度：2兆5,300億円

- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること。**

※ 保険給付費 2023年度：7兆1,512億円 ▶ 2028年度：7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

！ 令和6年度被扶養者資格再確認について

協会けんぽでは、年に1回、被扶養者としての資格を満たしているかどうかの再確認を行っています。

令和6年度につきましては、**10月上旬～下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたします**ので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

令和5年度の実績

- 扶養解除者数 **約7.1万人**
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) **約10億円**

令和6年度 被扶養者資格再確認の流れ

確認の対象となる方

令和6年4月1日において**18歳以上の被扶養者**

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和6年10月上旬から下旬にかけて順次送付

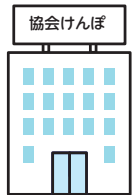
提出期限

令和6年11月29日(金) (予定)

『令和6年度被扶養者資格再確認』はこちらから



協会けんぽ



リストが送られてくる

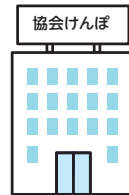
事業所（事務ご担当者）



変更がない場合でも
リストを必ず提出
してください

リスト等を確認、記入する

協会けんぽ



返信用封筒にて
協会けんぽへ提出

- 削除となる被扶養者が**いない**場合：リストのみ提出^(注)
- 削除となる被扶養者が**いる**場合：リスト^(注) + 削除者の異動届 + 保険証 を提出

(注) 添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合は、リストに事実を証明する書類の添付をお願いいたします。(詳細はリスト送付時に同封いたしますリーフレットをご覧ください)

- 被保険者と別居している被扶養者 —— 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は省略可)
- 海外に在住している被扶養者 —— 海外特例要件に該当していることが確認できる書類



資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)を9月下旬に順次送付します。
従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。



☎ 「被扶養者資格再確認」についてのお問い合わせはこちら » 業務グループ TEL 0857-25-0052

最新の情報を知るなら
協会けんぽのメールマガジン!

ご登録はこちらから➡



申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で!

🔍 協会けんぽ 鳥取

検索

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

TEL : 0857-25-0050(代表)
◎自動音声によるご案内があります。